

平成30年7月31日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成30年7月31日(火)  
午後1時30分
  
- 2 閉会の日時 平成30年7月31日(火)  
午後2時59分
  
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
  
- 4 出席委員の氏名 端野 学  
塩見 佳扶子  
和田 大顕  
大槻 豊子
  
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教育部長 田中 悟  
教育委員会事務局理事 森山 真  
次長兼教育総務課長 藤田 一樹  
教育総務課担当課長 貴田 直子  
次長兼学校教育課長 小田 浩二  
学校教育課担当課長 土家 邦子  
学校教育課総括指導主事 井上 雅道  
学校給食センター所長 外賀 眞二  
次長兼生涯学習課長 崎山 正人  
中央公民館長 佐々木 和美  
図書館長 浅田 久子
  
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次長兼教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第16号 原案どおり可決、承認

議第17号 原案どおり可決、承認

議第18号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

端野教育長が開会を宣告。  
倉橋委員については欠席の旨、届けがありました。

端野教育長 傍聴人から傍聴及び写真撮影の申請があります。  
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 7月6日から7月8日「平成30年7月豪雨災害」による被害状況

避難所49箇所開設

ア 校舎等の被害状況

(ア) 各箇所への雨漏り、一部浸水（小規模な土砂流入）多数

(イ) 学校敷地内法面崩落、民家に流入 → 土砂撤去、復旧工事（予定）

(ウ) 学校敷地内法面崩落、自転車小屋崩壊 → 土砂撤去、土留工事（予定）

(エ) 「異常なし」13校

イ 児童生徒（宅）への被害状況

(ア) 全壊 1戸（小学生2名）

(イ) 床上浸水 5校 15戸（小学校）、4校 4戸（中学校）

(ウ) 床下浸水 7校 34戸（小学校）、4校 12戸（中学校）

「教科書や学用品」等の被害状況確認後、手配、予算化

7月9日（月） 「臨時休校」の措置

天津小学校、大江ブロック3小学校、1中学校

児童生徒への心のケア → スクールカウンセラー

ウ 通学路の被害状況

(ア) 「異常なし」6校

(イ) 浸水、土砂崩れ等での通行止め発生、通学路の変更や迂回路で通学

(ウ) 大江町「谷河川」（たにごがわ）の河道の閉塞による通行止め

→通学方法変更

エ 関係機関・施設への被害状況

(ア) 福知山給食センター

ボイラー等地下配管への浸水（泥）にて給食中止

- 点検、修理、洗浄、消毒作業
- (イ) 大江給食センター（有仁小学校 含む）  
由良川氾濫、浸水への衛生環境改善のため給食停止（13日まで）
  - 洗浄、消毒後再開
- (ウ) 大江支所（図書館大江分館）  
大江分館浸水 2,000冊の図書廃棄
  - 当面の現況復帰、図書館機能の今後？
  - フロア一部分への浸水による床面、壁面
    - 当面の現況復帰、支所機能の今後？
  - 移動観覧席、エレベーターへの浸水 → 点検・修理
- (エ) 北陵地域公民館こぶし荘法面の崩落、地割れ → 当面予約止め
- (オ) 夜久野町生涯学習センター敷地内歩道の舗装剥離 → 復旧工事

校舎等の被害状況につきましては、各学校、各箇所です。雨漏り、一部浸水、小規模な土砂流入があったということです。また、学校敷地内の法面が崩落し、近所の民家に流入するといったこと、同じようなことですが、学校敷地内の法面が崩落し、自転車小屋が崩壊したといったことが、大きなものとしてはありました。全く異常がなかったのが13校という状況で、大なり小なり、災害が発生しております。

児童生徒（宅）への被害状況につきましては、全壊が1戸で、小学生2名が住む家庭であります。床上浸水が小学校5校で15戸、中学校4校で4戸、床下浸水が小学校7校で34戸、中学校4校で12戸、こういった状況でした。教科書や学用品等の被害も若干出たということです。その手配や予算化を進めています。

7月9日（月）に、天津小学校と大江ブロック3小学校、1中学校については、臨時休校の措置をとりました。児童生徒への心のケアにつきましても、スクールカウンセラー等に依頼をし、対応をしたところですが、大きな被害等については、なかったということです。

通学路の被害状況につきましては、異常なしが6校、あとは大なり小なり、いろいろな被害があったということで、浸水、土砂崩れ等で通行止めが発生したことから、通学路の変更やスクールバスへの乗車等について、若干の変更をした期間があったということです。

また、大江町の谷河川の河道がせきとめられ、人工ダムができたことから、一時通行止めになり、通学路の変更がなされたということもありました。

関係機関・施設への被害状況につきましては、福知山給食センターが、ボイラー等地下配管への浸水（泥）にて、給食を一時中止するということがあったわけですが、1学期は、最後まで給食が実施できませんでした。

大江給食センターにつきましては、一時中止をしたわけですが、以後復活し、終業式前日までの給食は実施できたということです。その際、有仁小学校は配送先の学校ではなかったわけですが、大江町内3小学校、1中学校共通ということで、有仁小学校も含めた中で配送をしました。

図書館大江分館、大江地域公民館にかかわることですが、浸水により約2,000冊の図書を廃棄せざるを得ない状況になりました。また、フロア一部分への浸水による床面、壁面等の汚れ等々への対応、移動観覧席やエレベーターへの浸水もありましたので、点検・修理の対応が必要になっております。

北陵地域公民館では、こぶし荘法面の崩落や地割れが発生していることから、当面予約止めの措置をしていますが、今後、復旧の予算化もあるということです。

夜久野町生涯学習センター敷地内歩道の舗装が剥離したということもありましたが、復旧工事をということです。

(2) 臨時議会報告「平成30年 市一般会計補正予算」可決

7月20日(金)

7月豪雨災害関連

ア 主な災害状況

(ア) 人的被害 石本1名(重傷)

(イ) 住家被害 1,065棟(自治会長からの聞き取り調査による。)

全壊 3棟 半壊 3棟 床上浸水 188棟 床下浸水 871棟  
家屋への土砂流入、道路被災、河川被害、農林業関係被害 多数

(ウ) 公共施設 → 大江地域公民館、北陵地域公民館、図書館大江分館、  
学校給食センター、上川口小学校、川口中学校

7月20日(金)に、一般会計補正予算にかかわる臨時議会が開かれ、人的被害、住家被害、公共施設への被害等々にかかわる予算が可決されたということで、今後、災害復旧等の対応が具体的に進められていくという段階になっております。

夏期休業中の児童生徒の自宅、家庭生活、学校外活動等にかかわりましては、継続して学校から指導ということで進んでおります。

(3) 初任者研修の弾力的実施を要求(文部科学省が通知) 7月9日教育

「文部科学省は都道府県と政令指定都市の教育長宛に初任者研修の実施時間や日数の弾力化を求める通知を出した。」

研修を一年目だけで終わらせず、時間や日数を減らした上で、2～3年にわたって実施することを明記した。

「校内研修を週10時間以上、年間300時間以上」「校外研修を年間25日以上」

かなりの時数や日数を要して、初任者研修を実施しているわけですが、これを2から3年に分散してはどうかということが通知として出たといったニュースがありました。今後、そういったことが工夫、改善されるのではないかと予想です。

以上3点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

#### 4 議事

- (1) 議第16号 (平成31年度以降中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書及び平成31年度小学校で使用する「特別の教科道徳」以外の教科書の採択について)

端野教育長

～資料に基づき説明～

議第16号「平成31年度以降中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書及び平成31年度小学校で使用する「特別の教科道徳」以外の教科書の採択について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから5ページまでとなります。別紙の「平成31年度以降使用 中学校道徳科教科用図書 平成31年度のみ使用 小学校道徳科以外の小学校教科書の採択について」を御覧ください。

まず「平成31年度以降使用 中学校道徳科教科用図書」の採択について御説明し、つぎに「平成31年度のみ使用 小学校道徳科以外の小学校教科書」の採択について御説明いたします。

教科用図書採択の仕組み等につきまして、1点目「教科書の採択

とその権限」についてですが、教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。そして、義務教育諸学校では、現行では4年ごとに採択が行われ、一度採択された教科書は、4年間同じ種類のものを使用することになっております。

2点目「教科書として選ぶ場合、どの本から選ぶのか。」についてですが、文部科学大臣の検定を通った教科書の中から採択（選定し決定）することになります。

3点目「教科書の「検定」制度とは」についてですが、教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることです。

4点目「採択の方法はどこに定められているか。」についてですが、採択の方法は義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償措置法）によって定められています。

5点目「採択の方法（共同採択）」についてですが、先に述べたように、市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあります。平成26年4月に改正された「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償措置法）により、都道府県教育委員会が設定した「共同採択地区」内の市町村教育委員会が協議して、種目ごとに、同一の教科書を採択することになっています。中丹地区の綾部市、福知山市、舞鶴市の各教育委員会は、協議により規約を定め、共同採択を行うための「中丹地区教科用図書採択協議会」を設けています。その事務局は、3教育委員会が輪番で担当しますが、今回は福知山市教育委員会が事務局となります。そして、京都府教育委員会作成の選定資料を参考にしながら、学校の教員からなる調査員をおくなどして、独自に教科用図書について調査・研究した上で、地区採択協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

また、平成30年度においては、小学校の道徳科以外の教科書について、新たに採択を行なうこととなっていますが、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったため、4年間の使用実績を踏まえつつ、前回の平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し、採択権者の判断と責任により採択することとなります。中丹地区教科用図書採択協議会の協議に基づいて、教科用図書の採択をするわけですが、最終的に決めるのは、各市教育委員会ですので、この場で協議した結果が、過日の「中丹地区教科用図書採択協議会」での協議の結果と異なる採択が決定されるようなことになれば、再度、中丹地区教科用図書採択協議会を行い、種目ごとに同一の教科書を採択することになります。

6点目「採択の時期」についてですが、義務教育諸学校用については、使用年度の前年度の8月31日までに済ませなければならぬとされており、なお、付け加えておきますが、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者、住民の皆さんの教科書調

査・研究のために、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示を行っています。府内11箇所の常設展示場（教科書センター）で行っています。中丹地区においては、中丹教育局並びに舞鶴市教育委員会で展示をしております。

7点目「本日までの経過報告」（中丹地区教科用図書採択協議会を経て本市教育委員会の採択までの流れ）についてですが、平成30年度第1回中丹地区教科用図書採択協議会が、平成30年5月18日（金）午前10時から、京都府綾部総合庁舎第1会議室におきまして開催されました。内容としましては、平成31年度以降使用中学校用図書採択についてということで、概要についての説明、「代表調査員打合せ」「第2、3回採択協議会」の日程、予算について、代表調査員及び調査員の委嘱についての協議を行いました。

第2回中丹地区教科用図書採択協議会は、平成30年7月12日（木）午後2時から、京都府総合教育センター北部研修所第1研修室におきまして開催されました。内容としましては、中学校用道徳科教科書について代表調査員の報告を聞き、それに関わっての質疑がありました。

第3回中丹地区教科用図書採択協議会は、平成30年7月25日（水）午後1時30分から、京都府総合教育センター北部研修所第1研修室におきまして開催されました。内容としましては、前回の代表調査員の報告を聞き、採択基準をもとに協議、採択されました。内容としましては、平成31年度以降使用中学校用道徳科教科書について、各社教科書の特徴点等について協議をしました結果、委員全員一致により「光村図書」を採択しました。

平成31年度のみ使用の小学校道徳科以外の教科書については、平成26年度の採択協議会の採択理由を基に、平成30年度使用教科書と同様の教科書を採択しました。

中丹地区教科用図書採択協議会としての採択を基に、各市教育委員会での採択結果を8月10日までに、採択協議会長の福知山市教育委員会教育長あてに報告することとしました。

今後、平成31年度需要数についても、9月3日を期限に、市教育委員会から京都府に報告することとし、本日に至っております。

今、申し上げましたのは「採択とは」に始まり、中丹地区教科用図書採択協議会の経過について報告をさせていただきました。

ここからは、福知山市の採択に向けての協議に入らせていただきます。福知山市教育委員会（教科用図書採択）調査員が、調査研究にあたって用いる「採択基準及び基本観点」については、次のとおりであり、教育委員会会議においても、この観点に基づき、教科の本質や目標を踏まえた協議の上、採択をお願いします。

1点目「学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。」全体としての特徴や創意工夫について。2点目「内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。」道徳的価値についての理解を深めるための工夫、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めるための工夫があるか、生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮があるか、情報モラルと現代的な課題の取り扱いがどうであるか、他の教科等との関連はどうか。3点目「使用上の便宜が工夫されていること。」表記・表現の工夫があるか。このような基準及び観点で調査を行っ

ております。これらに基づきまして、本市としての採択に向け協議に入りますので、御意見をお願いしたいと思います。  
まず、平成31年度以降中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書につきまして、御意見を申し上げます。

和田委員

検定を合格しました8社分の教科用図書を見せていただきました。数社の発行社の図書に、教材として引用、登載、文書表現に疑問を抱くものや、説明を受けなければ理解できない箇所があるものが数点ありましたが、多くの発行社がそれぞれの理念のもと、工夫して編集していただいていることが読み取れました。

まず、教科書調査委員会の調査報告を受けまして、3市からなる採択協議会において、改めて中学校の道徳教科書として、いずれの図書が最良であるのか協議を重ねました。その結果、教育長から報告がありましたように、最終選考に東京書籍と光村図書の2社の発行図書が、採択最終候補図書となりました。

この経過を踏まえまして、二つの発行図書を再び調査対比を行いました。その結果を私なりに分析しましたので、意見として述べさせていただきます。

東京書籍と光村図書の教科書編成理念を見ますと、基本方針はいずれも3点でできており、その視点は、1点目「深く考える」、2点目「生徒が主体的に語り合う」、この1点目、2点目については、両社とも表現こそ違いますが、ほぼ同様のことが述べられているように読み取れましたが、3点目の「どのような子どもたちを目指す教科書にするか」については、東京書籍は「子どもたちに確かな道徳性を育む教科書」、光村図書は「子どもたちがみんなと力を合わせ動き出したくなる教科書」と表現されております。光村図書は、子どもたちの学びを考えながら、感性に訴える教材、生きていく中で問題を発見したとき、その時々判断して行動できるという、学びから行動に移せることを狙っているように読み取れました。

構成や分量について見ますと、両社とも、特別支援教育や色覚特性の観点から、ユニバーサルデザインの観点に立った編集とデザインになっておりましたし、環境に配慮した紙を使用したり、植物性のインキを使用するなど、いずれも配慮の跡が読み取れました。

教科書の版型、大きさですが、東京書籍はA B版、光村図書はB 5版で、版型の違いがありました。

3学年の平均ページ数を見ますと、1学年あたり、東京書籍は193ページで教材は30題材に対し、光村図書は231ページで教材は34題であり、ページ数、題材数にも違いがありました。道徳教科の特性から、問題はないとは思うものの、東京書籍に比べ、光村図書のページ数が38ページ、題材数が4題材多いことは、道徳科の持ちます時間数から考えますと、若干の不安を感じました。

今回、道徳の教科書化にいじめ問題が深くかかわっていますけれども、その扱いについて両社を見ますと、東京書籍では「いじめにあたるのはどれだろう」「傍観者でいいのか」「二つの心」の3教材をまとめ、ユニット構成にして、一つのテーマを多面的・多角的に考えられるようにしているのに対し、光村図書は、教科書基本方針の中で「特に意を用いた点や特色」ということで強調して書かれており「いじめをしない、させない、見過ごさない姿勢」を系統的に育

成できる工夫をした書き方であります。この「見過ごさない」という視点は、他社に比べ一歩、いじめの問題に踏み込んだ取り組みで、積極的な姿勢がうかがえるように私は感じました。

福知山市教育大綱の施策2では「心身ともに健やかな子どもを育成する」の重要4本柱の一つに「自他を尊重し、ともに認め合う望ましい人間関係の育成を図る」とし、主な取り組みとして「一人ひとりを大切に作る人権教育の推進」「国際理解教育の充実」「いじめや虐待などへの組織的な対応と早期発見、未然防止の取り組みの推進」を取り上げ、現在、福知山市教育委員会は取り組みを進めているところですが、発行されております8社の教科用図書には、それぞれ工夫や特徴があると申し上げましたが、具体的な人権問題にかかわる教材が極めて少なく、子どもたちが人権問題について考える機会がほとんどないのではないかと、このように読み取れました。

人によれば、道徳教材に人権問題は入っていると説明する方もおられますけれども、私は道徳と人権問題とは密接な関係にあるもののイコールではないと考えておりますので、その視点から見ますと、少ないながらも人権・平和・共生の視点を持って、各学年5教材程度取り入れられていると読み取れましたのが、光村図書でございました。

「考え、議論する」のところでは、各出版社、それぞれ工夫の跡が見えますけれども、東京書籍では、役割演技や体験学習を通して議論する教材として「アクション」が設定されています。一方、光村図書は、教材ごとに「学びのテーマ」「観点」「見方を変える」「つなげよう」「私の気づき」の五つの手引が用意されており、私が興味を持ったのは、3点目の「見方を変える」と4点目の「つなげよう」です。「見方を変える」では、子どもたちの考え方を誘導するのではないかという意見が聞こえてきそうではありますが、私の持論として、道徳や人権など、人の心を扱う問題については「科学する目」四方八方あらゆる角度から事柄を見たり考えたりすることは、鉄則と考えておりますので、教職経験年数に左右されることなく、子どもたちにさまざまな物の見方や考え方の問題提起ができるものと読み取りました。

道徳は「特別の教科 道徳」だけで行うものではなく、全ての学校教育活動を通して行うことは言うまでもないことであります。「つなげよう」では、他教科や学校生活との関連など、学びが1時間の授業で終わることなく、さらに深く考えたり、行動につなげる工夫がされているものと読み取りました。

以上のようなことから、私は光村図書を推薦します。

#### 塩見委員

8社それぞれ、文部科学大臣の検定を通ったいずれ劣らぬ教科書ということで、どれを1社に選択するか悩みました。その中で、調査員の先生方の報告書や報告等々を合わせて考え、私自身は、あかつきと東京書籍と光村図書の3社に絞りました。

あかつきを選んだ理由につきましては、中学生という発達の段階で、思春期の子どもたちが道徳的諸価値をどのように習得していくか、教材が大きな力を持っているのではないかと思います。その点に鑑みて、心を揺さぶる名作、感動教材が多く、欄外の語句の説明、注釈が丁寧で、教材が終わるごとに、著名人の簡潔な名言が記して

あり、大人になってからも、何か行き詰まったときに、その名言を思い出すであろうということが参考になる点です。何よりも、問いが価値への理解を深めることができるよう工夫されていると思いました。

東京書籍を選んだ理由につきましては、先ほどもありましたけれども、より深い学びにつなげることができる教材が使用してあると思ったこと、新学習指導要領で重要視されている役割演技、体験活動が中学生にもアクションとして、各学年に2教材設定されているということです。

光村図書を選んだ理由につきましては、教材の字が大変細かいので、子どもたちに入るときに、少ししんどいかなと思いましたし、先ほど申し上げましたように、思春期を迎えいろいろな考え、個性の発達した子どもたちは、学力の低い子も高い子もおりますので、与えるインパクトが、少し高度ではないかと思いました。

しかし、教材を読んだ後の問いは、先ほども意見がありましたように「学びのテーマ」「考える観点」云々で、5段階に分け、細かく子どもの思考過程に沿った問いかけがしてあり、道徳的諸価値に深まる、迫る学びを会得していくような道筋になっていますので、そこが大変よいと思いました。

本当に悩みましたが、3社のうち、1社に絞らなければなりませんので、その中から、あかつきは別冊の2冊仕様になっており、中学生の道徳ノートがありますが、先ほどもありましたが、35時間の時数の中で、教材だけでも大変であるのに、考え議論し、考えを深める道徳で、別冊を使うことができるだろうかと思い、教材は捨てがたいのですが、あかつきを横へ置き、東京書籍と光村図書で考えました。

仕様の的には、東京書籍のほうが、少し幅が広いので「特別の教科 道徳」なんだと子どもたちにもインパクトを与えてよいと思っておりますが、自分一人でも道徳的諸価値に迫れ、自学自習するのにもよく、先ほど申し上げた5段階に分け、子どもの思考過程に沿った問いかけ、迫り方がある光村図書がよいと思いましたので、光村図書を考えています。

#### 大槻委員

8社の道徳の教科書をいただき、1年生の教科書を中心に読ませていただきました。その中で、専門的な知識がございませんので、そうではなく、子どもの心に響く教材があるものはどれかという視点で、読み進めていきました。私が一番夢中になって読み進めたものは、東京書籍と光村図書です。この中には、子どもたちが知っている著名な方の話があったり、実際に中学生が電車で席を譲ったときの体験をまとめたものがあったり、道徳の教材としてつくられた話ではなくて、実際の話などが盛り込まれていたものが、この2冊だと思い、どちらにしようかということで、第3回の採択協議会に出席いたしました。委員さん方のお話を聞く中で、光村図書がよいと思いましたのと、現在、小学校で光村図書による道徳が始まっていることから、その使い勝手のよさや、先生方のお話はどうかという質問をしたら、そこにいらっしゃる方の中では、特に、問題がある等、そういった指摘や意見はないということでしたので、それならば、光村図書がよいと思いました。

端野教育長 それぞれの御意見をお聞きいただき、補足していただくようなことがありましたら、出していただきたいと思います、いかがでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 中丹地区教科用図書採択協議会をふまえて、たくさんの視点、観点で御意見をいただいたわけですが、若干整理をさせていただきますと、どのような子どもを求め、どのような人をつくっていくのかというあたりについての比較があり、ページ数、別冊の問題、教材文の多少、そういった見た目とといいますか、時間的に完全に消化できるのか、さらにはきちんと使いこなせるのか、外からの部分の見方もありました。

教材については、特に人権にかかわっての内容、人権と道徳にかかわっての視点、教材文にはじめをはじめとした現代的課題の対応、他教科、他領域との関連性等についても、視点としてありました。そういったさまざまな視点、観点での御意見をいただき、全ての委員さんから「光村図書」ということで、御意見をいただきました。私も、全体的には大変落ちついた彩りや大きさ等、道徳の教科書として大変よいと思いました。

小学校のときにも別冊の問題は出たわけですが、1冊の教科書のページ配分、その内容について、使いやすさ、生徒がみずから記入したり、記録として扱ったり、学習の振り返りとして扱ったり、そういった部分で教科書の使い方について、生徒の立場からしたらどうなのかということの視点です。

目次から1年間の指導計画的なもの、また、生徒から見た学習の計画、時期的にどういった内容の教材を使用することになるのか、見通しを持った学習計画が立てられるのではないかと感じました。

教材の冒頭には、目指す項目について、必ずマークが入っていますが、これも学習を見通す中では非常に有効ではないかと思いました。道徳の項目で、主として集団や社会とのかかわりに関すること、この内容の割合が多かったのは光村図書です。自分自身のこと、人とかかわり、生命、崇高な自然、そういった内容もあるわけですが、主として集団、社会とのかかわりに関することが最も多く扱われており、今の中学生の大きな課題の一つでもあると思いました。

福知山市の教育目標も「自分のために 人のために 社会のために」と、自分から徐々に広がっていく、そういう見通しを持った目標になっておりますので、そういったことも合わせますと、教材の扱いとしてはよいと思いました。

他教科との関連については、先ほどお話にもありましたが「つなげよう」の扱いについては、よいと思いました。

道徳性とはどういう意味なのか。間違っているかもしれませんが、道徳性とは、人間のよさだと思っております。ですから、人間のよさを育てるため、標準時数年間約30時間を使用する「特別の教科道徳」の最も効果的な教科書として、総合的に考えまして、光村図書がよいと思いました。

御意見をお聞かせいただきましたが、全員一致で福知山市の平成3

1年度以降中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書については「光村図書」を採択し承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 異議がありませんので、平成31年度以降中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科書につきまして、福知山市教育委員会としての採択は「光村図書」で可決承認いたします。  
次に、平成31年度小学校で使用する「特別の教科道徳」以外の教科書の採択につきまして、御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。  
平成30年度において、小学校の道徳科以外の教科書については、新たな採択を行うこととなっておりますが、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったということから、資料にもありますが、平成26年度採択の調査・研究の内容と4年間の使用実績を踏まえつつ、採択権者の判断と責任により採択することとなりますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 前回の平成26年度採択における調査・研究の内容等を十分に活用し、福知山市教育委員会としましては、平成31年度小学校で使用する「特別の教科道徳」以外の教科書の採択について、このように取り扱わせていただきますが、承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 次に、議第17号「専決処分の承認について 専決第5号 平成30年度一般会計教育費歳入歳出補正予算要求書の提出について」説明をお願いします。

(2) 議第17号 (専決処分の承認について)

藤田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

議第17号「専決処分の承認について 専決第5号 平成30年度一般会計教育費歳入歳出補正予算要求書の提出について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案6ページから17ページまでとなります。

6ページを御覧ください。

先般の豪雨により被災いたしました、児童生徒の救援及び教育施設の災害復旧工事等の経費にかかる補正予算案を7月20日に開催された市議会臨時議会に上程するため「福知山市教育委員会基本規則」第8条の規定により、教育長に専決処分していただきましたので、同条の規定により、本定例教育委員会に報告し、承認を求めるところでございます。

まず、歳出補正予算について4点御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1点目、教育総務課所管「公立学校施設災害復旧事業」補正額1,360万円につきましては、事業内容が2点ありますが、1点目は、上川口小学校グラウンド法面の一部が、民家敷地に崩落したため、法面復旧工事の設計業務を委託するもので、委託料として400万円を計上しております。2点目は、川口中学校下側の学校敷地に隣接する法面が崩落し、学校敷地内に土砂が流入したため、今後、同様の災害により学校敷地内への土砂の流入を防止するための防護壁を設置するもので、工事請負費として960万円を計上しております。特定財源は、国庫負担金と文教施設災害復旧事業債です。

10ページを御覧ください。

2点目、学校教育課所管「被災児童生徒学用品支援事業」補正額10万円につきましては、事業内容は、床上浸水や土砂流入の被害を受けた児童生徒に対して、教科書や学用品を支給するもので、小学生10名、中学生4名の経費を見込み、扶助費として10万円を計上しております。特定財源は、災害救助費等補助金です。

11ページを御覧ください。

3点目、中央公民館所管「地域公民館等災害復旧事業」補正額1,000万円につきましては、事業内容は、床上浸水で被災しました大江町総合会館の災害復旧工事として、イベントホールや図書室、ギャラリー等の内装工事、エレベーター設備及びイベントホール内の電動式移動観覧席設備の改修工事を行なうもので、工事請負費として1,000万円を計上しております。特定財源は、文教施設災害復旧事業債です。

12ページを御覧ください。

4点目、図書館所管「図書館大江分館災害復旧事業」補正額378万6,000円につきましては、事業内容は、床上浸水で被災しました図書館大江分館の図書資料、備品購入及び図書館システムの復旧等に要する経費を計上しております。財源は、一般財源です。

つぎに、歳入補正予算について2点御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1点目、文教施設災害復旧費負担金につきましては、上川口小学校法面復旧工事に伴う設計業務費400万円「公立学校施設災害復旧事業」に対する国庫負担金で、補助率は3分の2、補助対象事業費に係る負担金で、71万円を計上しております。

2点目、災害救助費等負担金につきましては、被災された児童生徒に対して、教科書や学用品を支給する「被災児童生徒学用品支援事業」に対する府負担金で、補助率は10分の10で、10万円を計上しております。

なお、学校給食センター地下配管ピット洗浄・消毒作業経費及び夜久野生涯学習センター歩道修繕経費につきましては、既決予算で対応することとなっておりますので、補正予算の対象とはなっておりません。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

災害救助費の扶助費の学用品について、小学生が4,100円、中学生が4,400円とありますが、被災した児童生徒に対して、余

りにも額が低いという印象を持ちました。ここにありますのは、ノートや鉛筆の文房具等であるということは、理解しますが、他市町においても災害が起きた場合は、このような額で扶助費として支給されているのでしょうか。

小田次長兼学校教育課長

この分につきましては、災害救助法に適用するというので、その額も大体基準額として定められております。従来のところでの実績でいきますと、被災を受けた学用品については、この額でおさまっているところになります。

和田委員

府からの補助金を対象の児童生徒に出しており、市は通過させているだけという感じですか。

小田次長兼学校教育課長

そのとおりです。

和田委員

市として、児童生徒に何か思いを乗せることが考えられるなら、今後、乗せていただきたいという要望をお願いして、認めさせていただきたいと思います。

大江町総合会館並びに図書館大江分館について、4、5年前にも同じ状況があり、図書室と総合会館が浸水し、床面を全部張りかえたという経過があります。復旧は必要ですが、今後、災害があっては直すというパターンでいくのか、先を見越して、このようなことが起こらないよう投資することができないのか、お考えをお聞かせいただきたい。

浅田図書館長

図書館大江分館につきましては、何度も水害に遭っておりますので、これまでから、移転等も含め検討されてきたと聞いております。今回におきましても、御利用者の方には大変御不便をかけており、中央館に来られた際には、いつ頃開くのかという声を聞かせていただき、地元の方にとっては、大切な施設であると改めて考えているところでございます。

これまでの経過では、移転先の候補等も検討した中で、もとのところに戻っているということも聞いておりますけれども、今回のことを受けまして、改めて、大江支所、大江町総合会館の一带にある施設について、検討させていただきたいと考えているところでございます。平成16年度以降、3回目の被災となりますので、住民の利便性も考えながら、多様な方向性について検討していきたいと考えているところでございます。

佐々木中央公民館長

大江町総合会館につきましては、図書館長が申しあげたとおりでございます。

床等内装の改修につきましては、特に床でございますが、これまでには、クッションフロアのような、水を含むと使い物にならない素材を使用しておりましたが、今後、このようなことがあっては困るのですが、浸水しても強く、全部張りかえなくてもよい素材を吟味

し、対応していきたいと考えております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 被災児童生徒学用品支援事業の学用品の小中学生の支給限度額等につきましては、福知山市独自の織り込み等も今後あれば、その方向で検討協議が必要ではないかということも、御意見としていただきました。  
また、図書館大江分館や大江町総合会館の今後のあり方等については、今後の復旧の素材や、見通し等も含めた中で、検討、協議が必要な時期にきているということを踏まえ、議第17号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に、議第18号「福知山市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。

### (3) 議第18号 (福知山市社会教育委員の委嘱について)

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。  
資料につきましては、会議案18ページから20ページまでとなります。

19ページの名簿を御覧ください。

社会教育委員につきましては、定数10人以内で、任期を2年間としてしておりますが、平成30年3月31日付けで、第17期が任期満了となりましたので、新たに平成30、31年度の2年間、第18期の委員をお願いするものでございます。

定数10人のうち、名簿の1から4までの再任いただく4人につきましては、4月の教育委員会会議で承認いただいております。

また、名簿の5から8までの第18期から新たにお世話になる4人につきましては、5月の教育委員会会議で承認いただいております。家庭教育や公民館活動等、社会教育のそれぞれの立場からお願いをした方です。

ここ数年は、8人の委員でお世話になっておりましたが、2人分の枠がありますし、4月の教育委員会会議においても、委員を増やしてはどうかという御意見をいただいておりますので、新たに2人を委嘱するにあたり、広く市民のみなさんの御意見をお聞きして、経験や見識を活用していただくために、市民公募をいたしました。募集期間につきましては、6月12日から7月6日までとし、応募にあたりましては、活動経歴や応募動機、社会教育や生涯学習に関する小論文を提出することとしましたが、5人の応募がありました。選考につきましては、7月25日に教育長、部長、理事、生涯学習課長、社会教育係長の5人で活動経歴、応募動機、小論文等を評価する採点方式で行いました。

選考結果につきましては、名簿の9から10までの2人で、障害者の社会参画や人権問題にかかわる活動を長年にわたり取り組まれている方、生涯学習インストラクターを取得されるなど、生涯学習にかかわる経験が豊富で、子育て世代の支援を長年にわたって取り組まれている方となりました。お二人とも、現在も活動を継続され、現場の声といいますか状況を良く御存知であり、他の委員さんとは違った視点で御意見をいただけるものと考えています。  
任期につきましては、平成30年8月1日から平成32年3月31日までとなります。  
以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 よい方が選考されたと見せていただきました。  
第4条第1項に「委員の任期は、2年とする。」第2項に「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とあります。この2人の任期が、平成30年8月1日から平成32年3月31日までとなっていますが、新規の委員ということではないのですか。

崎山次長兼生涯学習課長  
新規の委員ではありますが、第18期として一定の区切りをもち、平成30年度と31年度の2年度という理解をしておりますので、任期といたしましては、平成31年度末の平成32年3月31日までということをお願いしたいと考えております。

和田委員 2年度の考え方でしたら、委嘱された年を1年と考えますと、平成31年に委員になられたら、任期は平成33年までとなるのですか。

崎山次長兼生涯学習課長  
2年度という一定の区切りをもちお世話になっておりますので、5月の教育委員会会議で承認いただいた新任委員の任期も、6月1日からの1年10か月としております。仮に、来年1月にお世話になる方がありましても、任期としましては平成32年3月31日までとなります。

和田委員 私のとらえ方が違うのかもしれませんが、第18期の期を優先されるのか、委員の任期を優先されるのか、理解ができませんので、次回で結構ですので、説明をしていただけたらうれしいと思います。

崎山次長兼生涯学習課長  
慣例的に、期を優先してお世話になってきた経過がありますので、それに基づいた任期となっております。

端野教育長 第18期の任期を教えてください。

崎山次長兼生涯学習課長  
第18期の任期は、厳密に言いますと平成30年4月1日から平成

32年3月31日までになるかと思いますが、手続上のこともあり、再任委員は5月1日から、新任委員は6月1日から、新たに委嘱する2人については、8月1日からになります。その任期において、研究なり成果をまとめていただきますので、期間としてはこのように設定しております。

端野教育長 第18期は、平成32年3月31日までとし、任期は最大2年間ということです。  
他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第18号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

#### 5 教育委員会 報告・説明事項

##### (1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.29 福知山市中学校音楽発表会

No.30 水ケーション in 福知山

No.31 第37回京都府学校図書館研究大会

No.32 J A京都にのくにカップ第12回少年サッカー大会

No.33 第22回きょうと北部演劇まつり

No.34 第64回全日本総合男子ソフトボール選手権大会

No.35 第4回大江昔話をきく会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

塩見委員 市中学校音楽発表会について、市民の観覧者数と楽器運搬費等々の予算がどこから出ているのか教えてください。

小田次長兼学校教育課長

市中学校音楽発表会につきましては、7月27日に開催されたところでございますが、厚生会館の1階席、2階席を含めまして、多くの方に来ていただいたということです。観覧者数につきましては、現時点では、まだ報告いただいておりますので、把握できておりません。

経費につきましては、今年度から交付金という形で、校長会に交付させていただいておりますので、それをもとに運営されています。

森山理事 補足になりますが、当日の主催者の発表としては、参加者は約400人、生徒の参加は約200人ということでした。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

(2) 熱中症事故の防止について

土家学校教育課担当課長 ～資料に基づき説明～

会議案51ページを御覧ください。

7月18日付で「熱中症事故の防止について」再通知をさせていただいております。御存知のように、大変な酷暑が続いており、熱中症で救急搬送される児童生徒も出てきている現状でございます。

この文書は、2回目の通知ということで、再通知としておりますが、愛知県豊田市の小学校で、7月17日、郊外学習先から戻った児童の意識がなくなり倒れ、救急搬送されましたが、熱射病という重症の症状で亡くなられた事例が発生し、学校に再度、熱中症予防の通知をさせていただき、注意喚起をしたところでございます。

ほぼ同じ内容のもので、暑くなる前の5月17日に、熱中症予防の注意喚起をしておりますし、6月に環境省発行の「熱中症 環境保健マニュアル2018」を各学校に配布させていただき、注意喚起をしております。7月に入り救急搬送がふえてきたことや豊田市の事例を受けて再通知しておりますが、7月24日にも「熱中症の事故の防止について」ということで、再々通知をしております。

各学校では、授業、部活、遊び時間におきまして、さまざまな熱中症対策をしていただいているところでございますが、余りにも暑さが過酷であることから、再度安全計画を見直していただくよう対応をお願いしているところでございます。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

和田委員 中学校の部活動が、夏休みの暑い中、どのようになっているのかということ、また、子どもたちは夏期休業中ですが、先生方は出勤され、事務をとっておられると思いますが、職員室にエアコンが設置されていない学校があるのか教えていただきたい。

土家学校教育課担当課長

各学校に7月20日現在で、状況確認をさせていただきましたが、部活動中に気分が悪くなり救急搬送をされた、熱中症の症状が出る生徒がふえているので、通常より時間を短くしている、エアコンがある部屋に変更し活動している、給水時間をまめにとる、体調不良の生徒があった場合は、早目に中止する等、各学校で対応いただいていると聞いております。

和田委員 救急搬送された事例があるのか、児童生徒は原則、自分の飲み物は家庭から持っていくことになっているのか、それだけでは、不足すると思うのですが、学校で給水するような取り組みはなされているのかを教えていただきたい。

土家学校教育課担当課長

市立小中学校において、救急搬送された児童生徒は、7月24日までに7名ありまして、部活動中に熱性けいれんが起きた、調理実習中に気分が悪くなった、総合体育大会の会場で、試合後に気分が悪くなり救急搬送された等、消防に確認をしております。

水筒につきましては、原則、家から持参となりますが、学校でお茶をわかし直していただいたり、これまでは、プールでは水分をとることはされていなかったのですが、可とするということで、できるだけ、まめに水分補給をすることを学校ではしていただいていると聞いております。

貴田教育総務課担当課長

基本的には保健室、職員室につきましては、エアコンが設置されております。

端野教育長

他に御質問はありますか。

大槻委員

豊田市で起こりました小学生の熱射病による死亡事例のニュースで、全国の市町村のエアコン設置率が出ていますが、福知山市では、数年前から、子どもたちの学習する教室にエアコンを設置していただいております、それが当たり前のようになっていたのですけれども、設置率ゼロのところもあれば、半数に満たないところもあり、そういった意味では、環境を整えていただいているというのを改めて思いました。

端野教育長

他に御質問はありますか。

塩見委員

水分補給について、それぞれの学校に応じて、さまざまな取り組みをしていただいているという説明がありましたが、そこには、さまざまな盲点があるのではないかと思います。教育委員会としては、通知、再通知、再々通知を出したから御理解をいただき、通知に基づいて対策をとっていただいているというのは、教育委員会サイドの思いです。けれども、現場では立派なマニュアルがあろうと、通知があろうと、なかなかそれを実践、実施に結びつけられない面があります。それが、大きな事故、事件、事象につながる場合が多いですから、どういったところが課題になっているのか、例えば、御意見がありましたような登下校中の水分補給は、どのような状況になっているのか、具体的に教育委員会として把握いただき、できていないところ、できているところを数値的にデータとして各学校長に示し、できていないところは、学校に喚起を促す等していただけたらうれしいと思います。

命にかかわることですので、紙1枚、3枚で終わりにしないでいただきたいと思います。

土家学校教育課担当課長

私どもとしましては、通知で終わらせているつもりはございません。例えば、プールの自由遊泳に対してどうするのか、市教委からプー

ル中止の判断をしてもらえないか、水分補給、救急、不審者等安全のことについて、各学校から連日電話がかかっており、対応しているところでございます。

通知したからそれでよいとは思っておりませんが、全て調査し、今すぐということは難しいと思います。前回の教育委員会会議で御意見がありましたように、通知した後の評価は大切だと思っておりますので、今後、考えていきたいと思っております。

端野教育長

この件につきましては、天気予報やニュースを見ておきましても、予想のつかない、経験のない、命にかかわる、特別、そういう危機的な表現が連続する天候、空模様になっております。そういったことから、学校現場はもちろんですし、教育委員会内におきましても、常に危機のアンテナをしっかりと立てて対応はしております。そのあたりで、今後もどういう状況になるのかわかりませんが、常に危機意識を持って対応はしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

## 6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。